

## 部活動支援学生ボランティア事業実施要領

### (事業の目的)

第1条 この事業は、教員を志望する意欲ある県内および近隣大学(以下「大学」という。)の学生に、県立学校での部活動指導にボランティアとして携わる機会を提供することで、地域に開かれた学校づくりを推進し、県立学校における部活動を活性化するとともに、将来の教育を担う学生の県立学校での継続的な指導体験を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学生ボランティア」とは、将来教育に携わることを希望する学生が、ボランティアとして県立学校で部活動指導を支援する者をいう。
- (2) 「受入れ校」とは、この要領の定めるところに従って学生ボランティアを受け入れる県立学校をいう。

### (学生ボランティアの条件)

第3条 学生ボランティアは、大学の学生のうち、次の条件を満たす者とする。

- (1) 将来教員となる意志を有し、教職課程を履修していること。
  - (2) 受入れ校の教育方針等を理解し、担当する部活動についての知識・経験を有し、県立学校の生徒に対して適切に指導できること。
- 2 前項第1号の規定に関わらず、大学が認める者は学生ボランティアとなることができる。

### (期間)

第4条 学生ボランティアの受入れは、原則として6月以上とし、当該年度内とする。ただし大学が認めたときは、複数の年度にわたって受け入れることを妨げない。

- 2 受入れについては、原則として1回当たり2時間程度とし、週あたり平均して1回以上とする。

### (場所)

第5条 学生ボランティアの活動場所は、原則として受入れ校とする。

### (活動内容)

第6条 学生ボランティアは、受入れ校の校長等教職員の指示のもと、生徒に対して部活動に関する指導を行う。

- 2 学生ボランティアは、受入れ校の部活動顧問等の指示のもと、部活動での指導計画の企画作成に参画することができる。

### (受入れ希望)

第7条 県立学校の校長は、学生ボランティアの受入れを希望するときは、様式1により保健体育課長に届け出る。

- 2 各学校への学生ボランティアの配置は、各学校からの受入れ希望をもとに大学と調整し、保健体育課長が結果を通知する。

3 各学校の校長は、前号の通知に基づき、学生ボランティアの候補者と面接等を行い、その受入れの諾否を決定し、その結果を保健体育課長に報告する。

(受入れ校の指導及び体制づくり)

第8条 受入れ校の校長（以下「校長」という。）は、次のことを行う。

- (1) 受入れにあたって、学生ボランティアに対して、教育方針、学校での部活動指導及び生徒への対応等、必要な事項の指導
- (2) 学生ボランティアに対する、受入れ期間内の継続的な指導
- (3) 受入れ校の教職員との良好な関係を保つための校内体制づくり

2 校長は、指導にあたって、学生ボランティアが、将来教員となる希望を有していることに留意する。

(報告)

第9条 校長は、それぞれの学生ボランティアに係る活動実績及びボランティア活動内容について、様式2により活動終了から2週間以内に保健体育課長へ報告する。

(諸費用)

第10条 交通費等学生ボランティアとしての活動に係る諸費用は、学生の負担とする。ただし、学生ボランティアの受入れ校での活動に係る保険料については、原則として保健体育課が負担する。

(その他)

第11条 校長は、学生ボランティアの受入れ校での活動に支障が生じ、継続が困難になったときには、速やかに保健体育課長に連絡する。

附 則

この要領は、平成16年3月15日から施行する。

この要領は、平成17年2月28日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年6月15日から施行する。

この要領は、平成25年3月26日から施行する。

この要領は、平成31年3月11日から施行する。

この要領は、令和2年3月11日から施行する。

## 部活動支援社会人ボランティア事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、県立学校の部活動活性化に向けて、企業等連携協議会～かながわドリームアシストコミュニティ～Kanagawa Dream-Assist Community(通称 K D A C)に加盟する団体(以下「加盟団体」という。)の社員等に、県立学校での部活動指導にボランティアとして携わる機会を提供し、県立学校における継続的な指導者を確保することを目的とする「部活動支援社会人ボランティア事業」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「社会人ボランティア」とは、加盟団体の社員等が、ボランティアとして県立学校での部活動指導を行う者をいう。
- (2) 「受入れ校」とは、この要領の定めるところにより社会人ボランティアを受け入れる県立学校をいう。

### (社会人ボランティアの責務)

第3条 社会人ボランティアは、受入れ校の教育方針等を理解し、担当する部活動についての知識・技能・経験を備えるとともに、生徒を適切に指導しなければならない。

### (期間)

第4条 社会人ボランティアの受入れは、原則として複数月にまたがる継続指導とし、同一年度内とする。ただし加盟団体及び受入れ校が認めたときは、複数年度にわたって受け入れることを妨げない。

2 受入れについては、原則として1回当たり2時間程度とし、月に複数回程度とする。

### (場所)

第5条 社会人ボランティアの活動場所は、原則として受入れ校とする。

### (活動内容)

第6条 社会人ボランティアは、受入れ校の校長等教職員の指示のもと、生徒に対して部活動に関する指導を行う。

### (受入れ希望)

第7条 県立学校の校長は、社会人ボランティアの受入れを希望するときは、様式1により保健体育課長に届け出る。

- 2 各学校に配置する社会人ボランティアの候補者については、各学校からの受入れ希望のもとに、保健体育課長が加盟団体と調整し、その結果を当該校長に通知する。
- 3 各学校の校長は、前号の通知に基づき、社会人ボランティアの候補者と面接等を行い、その受入れの諾否を決定し、その結果を保健体育課長に報告する。

(受入れ校の指導及び体制づくり)

第8条 受入れ校の校長は、次のことを行う。

- (1) 社会人ボランティアに対する、学校の教育方針及び学校での部活動指導並びに生徒への対応、活動で知り得た情報の保護等、必要な事項の指導
- (2) 受入れ校の教職員との良好な関係を保つための校内体制づくり

(報告)

第9条 校長は、それぞれの社会人ボランティアに係る活動実績及びボランティア活動内容について、様式2により活動終了から2週間以内に保健体育課長へ報告する。

(諸費用)

第10条 社会人ボランティアの受入れ校での活動に係る保険料については、原則として、保健体育課が負担する。ただし、交通費等社会人ボランティアとしての活動に係る諸費用は、加盟団体または社員等の負担とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、部活動支援社会人ボランティア事業実施に必要な事項は、保健体育課長が定める。

附 則

この要領は、平成23年10月5日から施行する。

この要領は、令和2年3月11日から施行する。